

ISOを知る、伝える、広げる、会報誌

ISO NET

BL-QE

center for better living



Vol.90

CSR導入にも役立つ ISOマネジメントシステム

●Message

新年ご挨拶

一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター 上級経営管理者 後藤 隆之

●ISO EYE'S 対談シリーズ

第4回「経営層が知っておきたいISO MS運用の着眼点」

「子ども」「健康」への社会の関心が
高まる今日、シックハウス問題を考えた
住宅づくりの重要性を知る。

千葉大学大学院 医学研究院 環境生命医学 教授 森 千里氏

●BL審査員インタビュー 第4回

環境方針、マネジメントレビューの考え方

品質・環境マネジメントシステム主任審査員 岸本 哲夫

●北から南から

新規登録組織 9月～11月度

●BL-QE Information

ISO/IEC17021:2006改訂について

●Seminar Report

2011年情報交換会@福岡レポート

講演「複合マネジメントシステムとCSR」

品質・環境マネジメントシステム主任審査員 古庄 弘一

●Training Report

品質・環境マネジメントシステム審査員研修会報告

講演「危険学」

畑村創造工学研究所 危険学プロジェクト・グループ長 原 秀夫氏

一般財団 **ベターリビング**
システム審査登録センター(BL-QE)

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング4F TEL:03-5211-0603 FAX:03-5211-0594

<http://www.cbl.or.jp/>

ISO NET(Center for Better Living) 2012年(平成24年)1月20日発行 Vol.90

ベターリビング

検索



新年ご挨拶

一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター
上級経営管理者 後藤 隆之

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、弊センターをご活用いただき、厚くお礼申し上げます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

昨年は正に激動の一年でありました。我が国においては、3月11日に発生した東日本大震災で多くの尊い命が奪われ、被災された皆様は今なお厳しい生活を余儀なくされております。またその後も各地で豪雨災害等が頻発し、甚大な被害が発生いたしました。

海外に目を向けると、タイの大洪水は日系企業を巻き込んで各方面に深刻な被害を及ぼしました。また、ギリシャ、イタリア等のEU諸国の財政危機は単に一国の問題に止まらず、EU発の世界的経済危機として全世界を席卷しております。

一方、弊センターにおいては、財団法人 ベターリビングが公益法人制度改革に伴い昨年12月1日付けで一般財団法人に移行したことから、「一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター」として新たなスタートを切りました。

東日本大震災からの復興に向けて

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国がかつて経験したことのないような未曾有の被害を東北地方を中心とする東日本各地にもたらしました。マグニチュード9.0という地震の規模もさることながら、大地震に伴い発生した津波による被害の大きさは我々の想像を絶するものであり、自然の脅威のすさまじさに身の凍る思いをさせられました。登録組織の中にも被災され、業務の遂行に影響が生じた方々がおみえになります。心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたしております。

弊センターでは、震災直後から公益財団法人 日本適合性認定協会(JAB)及び一般財団法人 日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の対応を踏まえ、被災により直接、間接の影響を受けた組織に対して、サーベイランス審査あるいは更新審査を一定期間延期できる措置を講じさせていただきました。

被災から既に10ヶ月が過ぎようとしておりますが、被害の甚大さゆえに復興の足取りは重く、未だに明確な将来

展望が描き切れていない状況が続いております。特に津波被害を受けた多くの地域では、居住の場を失ったばかりではなく、生計の糧となる産業基盤も同時に失い、経済活動にも大きな影響が生じております。

被災地では、徐々にではありますが本格的な復興に向けて、社会インフラの整備、住宅等建築物の再建が進んできております。今後、継続的に復興需要の発生による経済波及効果も期待されることと思います。弊センターをご利用いただいている多くの組織の皆様にも、ご活躍いただく場面が出てくるものと思います。各組織が十全のパフォーマンスを発揮されるためにも、これまで培ったマネジメントシステムを活用し、より強固なビジネスモデルを確立され、被災地の迅速な復興に大いなる貢献をされることを期待いたしております。

環境問題、資源エネルギー問題への関心の高まり

東日本大震災は、地震に伴う津波被害とともにもう一つの大きな問題、福島第一原発の被災、電源喪失による原子炉のメルトダウンという大変な原発事故を引き起こしました。未だに原発周辺のエリアでは避難区域が指定され、一般住民の立ち入りが制限されるとともに、事故原発の安全確保に向けての必死の作業が続けられております。

この福島第一原発の事故は、単に一原発の事故というだけに止まらず、原発の安全性神話に対する疑念とともに、安定的なエネルギー供給の危機という形で、否応なく国民全体にエネルギー問題への関心を惹起しました。

昨年夏の電力不足は、電力使用量制限、計画停電、休止発電施設の再稼働等により、かろうじて大規模停電の発生を回避したものの、今冬の電力需要を賄っていく上では、決して盤石の体制ではないといわれております。

福島第一原発の事故を契機に、我が国では、原発に多くを依存する電力供給システムの見直しが必要であり、化石燃料への依存、更には未利用エネルギー、再生可能エネルギーの活用等が模索されつつあります。いずれにしても、今後、限られたエネルギーを効率的に活用することが求められ、節電、省エネ(エコ)への要請は益々高まってくるものと予想されます。

各組織におかれてはこの流れに沿ったビジネスモデルの再構築が求められます。限られたエネルギーの効率的

な活用と地球温暖化対策への貢献、これを企業理念として掲げ、具体化に向けてまい進する。それが各組織の企業価値を高めていくといっても過言ではないと思います。

しかるべき対応をするためには、理念の提唱だけではなく、それを具体的な経営管理まで落とし込んでいく作業が必要となってきます。これこそ環境マネジメントシステムそのものであり、その構築の有無こそが企業価値を推し量る有力な物差しとなってまいります。

弊センターでは、このような状況を踏まえ、QMS認証組織に対しEMSの認証取得をお勧めするとともに、これまで審査登録で培ってきた弊センターのノウハウを最大限に活用し、各組織の特性、抱える課題に対応したきめ細かい審査、それぞれの組織向けにカスタマイズされた審査に精力的に取り組んでいるところであります。

情報発信サービスを強化

弊センターは、一般財団法人への移行を機に、上級経営管理者として私、後藤が就任し、新しい体制の下で業務を開始いたしました。

弊センターにおいては、当機関誌ISONETをはじめとして、登録組織の皆様システムマネジメントに関する最新の情報、有益な情報をご提供申し上げるとともに、WEBページ、メールマガジン等も活用しながら、常に最新の情報を登録組織の皆様と共有させていただこうと考えております。また、全国各地で情報交換会を定期的で開催し、近年増加傾向を示しつつあるQMS、EMSの複合審査についてそのマネジメントシステムのポイント等を分かり易く解説させていただくとともに、直接、登録組織の皆様のご要望を承らせていただき、一つ一つの組織に最も有効な審査登録業務が遂行できるよう努力してまいりたいと思っております。

法人の形態が大きく変化した本年、一般財団法人ベターリビングシステム審査登録センターでは、これまで以上に役職員が一丸となって、登録組織のパフォーマンスの向上とこれによる社会貢献のお手伝いに努めてまいります。組織の皆様には、引き続き弊センターをご愛顧いただきますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

「子ども」「健康」への社会の関心が高まる今日、シックハウス問題を考えた住宅づくりの重要性を知る。

ISO EYE'S 対談シリーズ第4回のゲストは
千葉大学大学院 医学研究院
環境生命医学 教授 森 千里氏。
建築基準法改正による規制強化後も発生し続ける
シックハウス症候群の根本解決に向けて、
化学物質を低減した街づくりをめざす
「ケミレスタウン・プロジェクト」を推進している。
森教授と有馬センター長との対話を通して
シックハウス症候群を予防できる空気環境に配慮した
住宅づくりの大切さが見えてくる。



一般財団法人 ベターリビング
システム審査登録センター
センター長

有馬 正子

千葉大学大学院
医学研究院
環境生命医学 教授

森 千里氏

規制化学物質以外で発症するなど シックハウス症候群は発生し続けている

有馬 今回は、千葉大学大学院 医学研究院 環境生命医学 森 千里教授を、千葉大学柏の葉キャンパスの一面にあるシックハウス症候群の予防研究施設「ケミレスタウン」テーマ棟にお訪ねしました。森教授は、このケミレスタウンで、共同参画企業とともにシックハウス問題の根本解決に向けて化学物質を低減した住宅づくりや街づくりについて研究されています。そもそも森教授がこのシックハウス症候群の問題に取り組まれたきっかけは何だったのでしょうか？

森 私は、もともと発生学の研究をしていました。ただ、環境ホルモン(内分泌攪乱化学物質)の問題に出会って化学物質の人体影響の研究を行うようになりました。通常、化学物質の人体への暴露経路は、主に経口(口から摂取)、経気道(呼吸で吸入)、経皮(皮膚吸収)がありますが、研究を続けるうち、呼吸によって取り込まれる空気の問題が大きいと考えるようになりました。なぜなら、人が一生に摂取するさまざまなモノを重量比換算すると、飲食物が約15%なのに対して、室内空気は約57%もあるからです。住宅の高気密化が進むなか、室内で一日の大半を過ごす現代人にとって室内空気環境の問題は重要と考えたのが、シックハウス症候群に取り組んだきっかけです。

多くの人がシックハウス症候群についてよく知らないままに新築やリフォームした住宅に住み始めて

発症してしまい、最悪の場合はせっかくの住宅に住めなくなってしまうのは大きな問題だと考えています。

有馬 シックハウス症候群は、建材や家具などから揮発してくる化学物質によって引き起こされ、1990年代に社会で大きな話題になったことがあります。その後、原因物質とされたホルムアルデヒドの放散量に規制値が設けられるなど対策も進んで、大分終息してきたのではないかと感じていますが…。

森 それがそうでもないのです。当時、シックハウス症候群が社会的に大きく注目されたことを背景に、国土交通省は規制強化に取り組みました。具体的には、2003年に建築基準法の改正を行い、ホルムアルデヒドの室内空気中濃度を0.08ppm以下とする基準値を設定しました。また、ホルムアルデヒドを放散する内装用の建材を等級分け(F☆☆～F☆☆☆☆)して、使用面積を制限するとともに、シロアリ駆除剤に用いられていたクロルピリホスの使用も全面禁止にしました。

●建築基準法に基づく内装仕上げの制限

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの放散	JIS、JASなどの表示記号	内装仕上げの制限
建築基準法の規制対象外	少ない	F☆☆☆☆	制限なしに使える
第3種ホルムアルデヒド放散建築材料	↑ ↓	F☆☆☆	使用面積が制限される
第2種ホルムアルデヒド放散建築材料		F☆☆	
第1種ホルムアルデヒド放散建築材料		旧E2、Fc2または表示なし	使用禁止

※建築物の部分に使用して5年間経過したものについては制限なし

また、厚生労働省では、13種類の化学物質をシックハウス症候群の原因と位置付けて濃度指針値を設けるとともに、室内中に放散している化学物質の総

量であるTVOC(総揮発性有機化合物)の暫定目標値を400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に設定しました。

●化学物質の室内濃度の指針値(厚生労働省)

化学物質	指針値※1	主な用途
①ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	合板、パーティクルボード、壁紙用接着剤等に用いられるウリア系、メラミン系、フェノール系等の合成樹脂、接着剤一部のり等の防霉剤
②アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	ホルムアルデヒド同様一部の接着剤、防霉剤等
③トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	内装材等の施工用接着剤、塗料等
④キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm)	内装材等の施工用接着剤、塗料等
⑤エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	内装材等の施工用接着剤、塗料等
⑥スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	ポリスチレン樹脂等を使用した断熱材等
⑦パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	衣類の防虫剤、トイレの芳香剤等
⑧テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	灯油、塗料等の溶剤
⑨クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb)※2	シロアリ駆除剤
⑩フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	シロアリ駆除剤
⑪ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	殺虫剤
⑫フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppm)	塗料、接着剤等の可塑剤
⑬フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (7.6ppb)	壁紙、床材等の可塑剤

※1:25℃のときの換算値。ppb=1/1000ppm ※2:但し小児の場合は0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)

①⑨は建築基準法の規制対象物質 ①～⑥は住宅性能表示で濃度を測定できる6物質

上記表中の化学物質個別の指針値だけでなく総量についても目標値を提示しています。

暫定目標値 TVOC 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※TVOC: Total Volatile Organic Compounds(総揮発性有機化合物)

たしかに、これらの対策のおかげでホルムアルデヒドによる影響は改善されてきました。しかし、現実にはこうした規制値や指針値が設けられていない「未規制化学物質」で、シックハウス症候群が発生し続けていることが問題だと考えています。ホルムアルデヒドの代替物として新種の化学物質も毎年のように増えているため、原因追求と対策はより複雑になっているのです。

シックハウス対策用建材を使ってもTVOC暫定目標値を上回るケースも

有馬 本来、シックハウス症候群を引き起こす可能性が疑われている化学物質は数多くあります。しかし、建築業界では行政が指針値を示したホルムアルデヒドなど13物質だけを原因と思い込んでシックハウス症候群対策を行ってきたと思います。でも、それだけでは問題は解決しなかったのですね。

森 建築業界では、F☆☆☆☆(エフ・フォー・スター)建材を採用すれば、健康仕様の住宅やマンションだと考えられているようです。しかし、それらの建材はホルムアルデヒド以外の化学物質についてはあまり考慮されていません。また、公共施設や公営住宅などでは、引き渡し前に計量証明事業者による特定の化学物質を対象とした室内空気濃度測定が行われますが、対象とならない化学物質で大きなピークが出て特に報告されることはありません。ただ、未規制化学物質を含めて新築住宅の室内のTVOC濃度を測定していけば、厚生労働省が示した暫定目標値の400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ をはるかに上回ることもあると言えるでしょう。

有馬 TVOCについては、室内空気環境の目安となっているだけで、新築時には暫定目標値を超えてしまうことはあるようですね。

森 ある工務店が昨年5月に竣工した建売住宅の室

内濃度測定を8月に行ったことがあります。ホルムアルデヒド濃度が基準値の100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えただけでなく、室内中に放散している約110物質をTVOCとして測定したら、なんと10,000 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えていたので驚いたことがあります。実は、その工務店は、建材会社に「これはF☆☆☆☆」「これは健康仕様」と持ち込まれた建材を集めて造った住宅を“健康住宅”と称して販売したそうです。おそらく、こうしたことは他の建売住宅でも起きることが予想されます。

自律神経や中枢神経にも影響し、子どものADHDとの関連性も

有馬 シックハウス症候群の実態については、建築業者だけでなく、社会全体で知識不足という気がします。例えば、医療現場ではきちんとした診断ができていのでしょうか？

森 2007年にシックハウス症候群の診断基準が確立されたため、少しずつ医師の間で症状に対する認知度は高くなっていますが、まだまだ専門の医療機関は少なく、多くの医師は適切な診断ができないのが実情だと言えるでしょう。

一般にシックハウス症候群は、目がチカチカする、頭痛、のどの痛み、めまい、発熱など、さまざまな症状が見られ、しかも人によって異なる反応が出るのが特徴です。自律神経や中枢神経に影響して、体調不良や思考力・注意力・意欲低下、イライラ、睡眠障害といった不定愁訴に悩まされるケースもあります。また、子どもの場合、集中力不足、すぐにキレる、教室で座ってられないなどのADHD(注意欠陥・多動性障害)とシックハウス症候群の関連性を指摘する医療関係者もいます。

●シックハウス症候群の診断基準

1.発症のきっかけが、転居、建物(新築・増改築・改修、新しい備品、日用品使用等)。
2.特定の部屋、建物内で症状が出現する。
3.問題になった場所から離れると症状が改善する。
4.室内空気汚染が認められれば、強い根拠となる。

※建物とは個人の住居の他に職場や学校等を含む

有馬 子どもたちが一日を過ごす学校の先生たちのシックハウス症候群への理解や対応は進んでいるのでしょうか？

森 なかなか進んでいないのが実態です。学校保健法では、学校の教室はホルムアルデヒドなど6物質に規制値が設けられていますが、校庭では樹木に殺



虫剤が散布されるなど、さまざまな化学物質が日常的に使われています。

ある小学校では、生徒が週一回、教室の床のワックスがけを実施していました。そのワックスから放散する化学物質で、一部の子どもは頭痛がしたそうですが、学校側はその子どもとワックスとの因果関係をあまり考慮することなく、その後もワックス清掃を続けていたのだそうです。本当に毎週教室のワックスがけが必要なのか、社会全体で考えてほしいのです。

シックハウス問題の根本解決に向けて「ケミレスタウン・プロジェクト」に着手

有馬 森教授は、社会に正しい知識が伝わらないシックハウス症候群への認知・関心を高めるとともに、産学共同で予防法を確立するために「ケミレスタウン・プロジェクト」を始めたとうかがっています。

森 このプロジェクトは昔の生活に戻すための取り組みですか？と聞かれることがありますが、そうではありません。社会の隅々まで行き渡った化学物質を完全に排除することは不可能ですし、化学物質なしには現代人の生活は成り立たないことも事実です。そこで、できる限り化学物質を低減したモデル空間をつくるだけでなく、掃除は水拭きで済ませるなど化学物質に頼らない生活提案も行っているのが、「ケミレスタウン・プロジェクト」です。

2007年に始まった事業で、参画企業と協力しながら柏の葉キャンパス内に、戸建住宅型の実験棟やギャラリー、講義室、クリニック(環境医学診療科)が入ったテーマ棟を建設して化学物質濃度測定や健康なボランティアによる体感評価を行ってきました。

有馬 こうした試験や実験の積み重ねが、この度発表された指針策定につながっているのですね。

森 2011年11月に、これまで約5年間の集大成として、シックハウス症候群をある程度予防可能な室内の化学物質濃度である「A規準:400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 」、化学物質に対して敏感な方でもシックハウス症候群をある程度予防可能な室内の化学物質濃度である「S規準:250 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 」から成るケミレス規準と名付けた2つのTVOC指針値を発表しました。

シックハウスの原因とされる化学物質の影響は、大人よりも子どもの方が大きいと言われています。なぜなら、体重1kg当たりで比較すると、子どもの呼吸量は大人の約2倍もあり、大人より多くの化学物質を体に取り込んでしまうからです。そこで、化学物質に影響を受けやすい子どもを基準にしたこの指針値を満たしたケミレス(=化学物質をなるべく使用しない)な空間づくりに取り組むことで、あらゆる人が健康に過ごせる環境ユニバーサルデザイン空間が実現可能になると考えています。

化学物質の影響を受けやすい子どもを基準にした空間では誰もが健康的に過ごせます。

有馬 今後の展望について教えてください。

森 これまで日本の住宅は温暖化への危機感を背景にエネルギー効率を上げることが重視されてきたと思います。しかし、3.11以降、住宅の耐震強度への関心が高まるとともに、放射性物質から子どもを守るために、新しい土地に転居するという家族も現れるようになってきました。そうした人々の意識の変化を受けて、これからの家づくりでは、「安全安心」とともに「子ども」「健康」というキーワードがより一層重要になるのではないかと考えています。

「ケミレスタウン・プロジェクト」は2012年でひとまず終了しますが、私たちは次代を担う子どもたちが少しでも健康に過ごせるように、環境を改善して疾病を予防する、環境改善型予防医学の街づくりに向けて今後とも努力していきたいと思っています。

有馬 今日は、森教授にシックハウス症候群の現状や予防で必要な考え方を解説いただき理解を深めることができました。お忙しいところ、ありがとうございました。



千葉大学柏の葉キャンパス内のケミレスタウン全景



テーマ棟



住居ラボ1

住居ラボ2

住居ラボ3

森 千里氏 プロフィール

1960年生まれ。旭川医科大学卒業後、京都大学医学部助手、米国国立衛生研究所環境健康科学研究所(NIH/NIEHS) Visiting Associate、京都大学大学院医学研究科助教授を経て、千葉大学大学院 医学研究院 環境生命医学 教授・千葉大学予防医学センター長。主な著作『胎児の複合汚染』『へその緒が語る体内汚染』他。

【第4回】環境方針、マネジメントレビューの考え方

組織がISOマネジメントシステムを理解し、業務に活用するためのノウハウについて審査員にインタビューするシリーズ。第4回は、一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター 岸本 哲夫 品質・環境マネジメントシステム主任審査員に、「環境方針とマネジメントレビュー」の考え方について伺った。

経営トップが新たな方針を表明することでステップアップしたPDCAが回り出す

—岸本審査員が、組織のマネジメントシステムの運用で、環境方針とマネジメントレビューが重要だと思われる理由を教えてください。

5~10年とキャリアを積んだ組織のトップインタビューを行う時に、マネジメントシステムを運用して得られた成果に対してあまり満足していないという話をよく聞かれます。こうした場合、「環境方針を見せてください」と経営トップに尋ねてみると、なんと5年以上も方針が変更されていないことがあります。環境マネジメントシステムでは、経営トップの方針を実現するためにPDCAを回していますが、それらが見直されないなら、当初以上の成果を達成しようがありません。「ここまで達成したのだから次の段階に進もう」とトップが新たな方針を表明することで、次の目的・目標に向けてステップアップしたPDCAが回り出すのです。

—こうした環境方針が見直される機会が、「マネジメントレビュー」ということですね。

マネジメントレビューとは、決して他の人が代われない経営トップ自身が行うべきものです。経営トップがインプット情報をもとに“来年はこうしよう”“この項目をきちんとやりなさい”という指示を出す機会だと言えますが、多くの組織でマネジメントレビューの結果を見せてもらうと、「方針、目的・目標ともに変更の必要性なし」と書かれていることが多いようです。そうした場合、「経営トップが変更の必要性がないと言うなら、社員のレベルアップは不要で、現状維持でよいと認めることになりますよ」と話をするのがよくあります。

「目的・目標の枠組みを与える」項目は達成状況を確認して見直すべき

—方針は、具体的にどのように見直していけばよいのでしょうか？

環境方針は、規格4.2の項目に沿って作成されていると思います。企業のビジョンと重なる部分もあるので、a項~c項はあまり見直しの必要はありませんが、d項の「目的・目標の設定及びレビューのための枠組みを与える」は変更してもいいのではないのでしょうか。当初作成した方針で枠組みを与えた目的・目標が達成できていれば次のステップに上がるための方針に変更し、未達成なら再検討してもらうための方針に見直す必要があると思います。

—規格4.2環境方針「目的・目標に枠組みを与える」と、規格4.3.3目的・目標「方針に整合していること」は対になっているのですね。

その通りです。ただ、このことは多くの経営トップにあまり理解されていないようです。また、ISO14001の規格の序文に書かれている基本理念を改めて読んで、システム全体のしくみを理解してほしいと思います。序文の図にあるように方針は

PDCAの一段上にあるのです。方針を実現するためにPDCAを回して、継続的改善を行い一段上のレベルに向上したら、再度経営トップが新たな方針を示すことになります。その関係性をしっかり認識してほしいと思います。

—マネジメントレビューを年一度ではなく、半年に1回や毎月行っている組織もあります。どのようなタイミングで実施するのが最も効果的でしょうか？

毎月実施するのも結構ですが、それは小さいPDCAを回すことになるので、年に一度は、企業における株主総会のような総括的なマネジメントレビューを行わなくてはなりません。毎月やっていてどれが総括なのか分からないのでは困りますよね。毎月行うものは報告項目を限定し、年に一度はフルコースで行うなどメリハリをつけて運用することをおすすめします。

管理責任者と事務局の役割は異なることを経営トップは明確することが大事

—管理責任者は、社内への方針の周知や、経営トップへの改善提案など、多くの役割が求められますが、うまく機能していないケースが多いようです。経営トップは管理責任者を社内どのように位置付けて育成していくべきだと考えていますか？

まず、管理責任者と事務局の役割の違いを明確にしたいと思います。最初の3年間は「紙・ゴミ・電気」という、いわば初級レベルからのスタートなので事務局でも運用は可能です。ただ、更新審査後の3年間は中級、その次は上級、3回更新すればトップレベルになるので、環境配慮活動や環境配慮製品開発といった一段階上のテーマ設定も必要になってくるでしょう。その中で経営トップは、それらのテーマに応じた新たな方針を表明することが求められます。また、管理責任者は経営トップに代わって、各部門が新しい目的・目標を掲げられるように旗振り役となって取り組んでいくことが必要だと思います。

今の時代、経営トップは多くの課題や切実な悩みを抱えていますが、マネジメントシステムはそれらには無関係だと思っている方が多いようです。まずは、マネジメントシステムは経営にとって有効なツールであることを認識していただき、方針とマネジメントレビューの考え方を見直してほしいと思います。

岸本 哲夫 プロフィール

大手産業機械メーカーのエネルギー統括者代理・主任環境管理者として省エネ活動やISO14001認証取得を推進。現在は、大阪を拠点にISO関連のコンサルや審査業務などを展開。品質・環境マネジメントシステム主任審査員、環境カウンセラー、労働安全コンサルタント、エコアクション21 審査人、エネルギー管理士として活動中。

北から 南から

新規登録組織

- 9月度 ISO 9001 1件 ISO 14001 0件 ISO/IEC 27001 0件
- 10月度 ISO 9001 0件 ISO 14001 0件 ISO/IEC 27001 1件
- 11月度 ISO 9001 0件 ISO 14001 2件 ISO/IEC 27001 0件

詳しくは、ベターリビングホームページをご覧ください。

9
月
度

ISO 9001 登録企業

登録番号	企業名	所在地	登録内容
Q1487	山名総鉄酸素 株式会社	兵庫県明石市	・油圧機器構成部品の製造 ・ガスタービン構成部品の製造 ・エンジン関連部品の製造

10
月
度

ISO/IEC 27001 登録企業

登録番号	企業名	所在地	登録内容
IS036	伊藤印刷 株式会社 本社及び久居工場	三重県津市	総合印刷及び出版事業

11
月
度

ISO 14001 登録企業

登録番号	企業名	所在地	登録内容
E401	田熊建設工業 株式会社	熊本県菊池郡	①太陽光発電システムの販売及び施工 ②鉄塔工事、保守保全工事、電気通信設備工事の施工、 土木一式工事の施工 ③上記の点検・補修・維持管理
E402	株式会社 緑川組	千葉県茂原市	土木構造物の施工及び建築物の施工並びに付帯サービス

PRESENT

「技術評論社」から千葉大学大学院 森 千里教授の本をプレゼント!

本誌P3～5の対談のゲスト、千葉大学大学院 森 千里教授の書籍「へその緒が語る体内汚染 ～未来世代を守るために」を抽選で5名の方にプレゼントいたします。

ご希望の方は、件名を「本希望」として、お名前、お勤め先、メールアドレス、お届け先の郵便番号、住所、電話番号を明記のうえ、Eメールまたはファクスでご応募ください。なお、当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。

〈応募先〉 Email: info-blqe@cbl.or.jp FAX: 03-5211-0594

お申込み締切り: 1月31日(火)

「へその緒が語る体内汚染 ～未来世代を守るために」 森千里/戸高恵美子 技術評論社(2008.3)

内容 私たちは、多種多様な化学物質に囲まれて生活し、それらを胎児の時から体内に取り込んでいる。体内に入り込んだ化学物質は、肉体的な疾患を引き起こすものもあれば、精神的な疾患を引き起こすこともある。しかも、その影響は、すぐに現われるとは限らず、十数年後に現れることも、その子供の世代になって現れることもある。

最新の科学的データを元に化学物質汚染の現状を探るとともに、これから生まれてくる次世代の人々の健康を守るために、現代を生きる私たちにできることを提案している。

ISO/IEC17021:2006改定による、 審査プログラムの変更について

ISO/IEC 17021:2011 JIS Q 17021:2011

適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

この規格は、一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センターなどの認証機関がJABまたはJIPDEC等の認定機関からマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関として認定を受けるための要求事項が定められているものです。この規格が2011年版として2011年2月1日に改定されたことにより、弊センターを含めマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関はその発行日から2年以内に(2013年1月31日までに)、2011年版に対応した移行を行わなければならない事となっています。

今回の改定の目的は大きく2点あり、1点目としては、ISO19011「品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のための指針」の参照が削除され、新たにISO19011に

かわる審査プロセスに関する要求事項が追加されたこと、2点目としては、審査員及び認証プロセスに関わる要員の力量とその管理について明確化が図られたことです。

主な改定点は、

◎箇条3:用語の定義の追加

◎箇条7:要員に関する力量要求の追加

◎箇条9:審査プロセスに関する要求事項の追加

今般、このISO/IEC 17021:2011に対応するため、審査の実施方法等につきまして変更しましたので、審査にかかわる主な変更点についてお知らせいたします。

問い合わせ先:審査部(03)5211-0608

3年間の審査計画(審査プログラム)を、各審査の都度、受審組織にお送りいたします

初回審査、サーベイランス審査、並びに更新の有効期限に先立って3年目に行う更新審査の審査実施予定時期や各審査における必要最小審査工数、訪問する事業所等の計画(修正を含む)について、「3年間の審査計画(審査プログラム)」として各審査の審査計画書の送付時並びに登録判定結果の通知の際に同封いたします。

なお、この「3年間の審査計画(審査プログラム)」の同封は概ね2011年12月以降に受審組織より初回又は更新申請書、サーベイランス回答書を受領したものより対応いたします。

審査計画書、審査報告書(ISMSにおいては審査暫定報告書)、審査最終報告書等の様式を変更いたします

従前の様式において明確でなかった、審査目的、審査チームにオブザーバーが参加する場合のその参加の理由、審査チームと受審組織との間で解決できない意見の相違が発生した場合の記録等について、審査計画書、審査報告書(ISMSにおいては審査暫定報告書)、審査最終報告書等に的確に反映させるため、該当する様式を変更いたしました。

なお、概ね2011年12月以降に審査を実施した組織より、この新様式を用いた審査計画書、審査報告書(ISMSにおいては審査暫定報告書)、審査最終報告書を順次、発行させていただきます。

初回会議、終了会議に経営層の出席をお願いします

従前より、初回会議や終了会議には、経営層の方の出席をいただいておりますが、今回の規格改定において、初回会議、終了会議には、経営層の方の出席が、規格要求事項として規定され、より明確になりました。初回会議、終了会議は、審査の方向性や審査結果について、受審組織と審査チームの間で合意を得る重要な会議ですので、経営層の方の出席をお願いいたします。

なお、諸般の事情により、やむを得ず経営層の方の出席ができない場合には、経営層の代理者として委任された方の選任をお願いいたします。

ISO/IEC 17021:2011 JIS Q 17021:2011 (抜粋)

9.1.9.2 初回会議の実施

正式な初回会議は、出席者の記録を取り、かつ、依頼者の経営層の出席に加えて、適切な場合には、審査を受ける機能又はプロセスの責任者を交えて開催しなければならない。

初回会議は、通常、審査チームリーダーが実施しなければならない。

9.1.9.8 最終会議の実施

9.1.9.8.1 正式な最終会議は、出席者の記録を取り、かつ、依頼者の経営層の出席に加えて、適切な場合には、審査を受ける機能又はプロセスの責任者を交えて開催しなければならない。

最終会議は、通常、審査チームリーダーが実施しなければならない。

登録組織の皆様との情報交換会を福岡で開催

ベターリビングと登録組織の皆様また、登録組織の皆様同士が直接コミュニケーションする場としてご活用いただく情報交換会を福岡で開催しました。



2011年12月1日、九州地区で本年度2回目となる「2011年情報交換会@福岡」を開催。今回は、「複合マネジメントシステムとCSR」一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター 古庄 弘一 品質・環境マネジメントシステム主任審査員の講演、「マネジメントシステム活用の課題と改善例」堀 雅司 審査員管理課長の講演の後、フリーディスカッションでは、CSRや目標の立て方、マネジメントレビューのやり方などについて活発な情報交換が行われた。

今回のセミナーレポートでは、前半に行われた「複合マネジメントシステムとCSR」の講演内容を紹介します。



講師：古庄 弘一

2000年代に入って頻発した企業の不祥事を背景に、CSRに対する社会の関心が高まり、2010年にはISO26000(社会的責任に関する手引き)も発行された。古庄講師は、どのようにCSR導入に取り組んでいけばよいかわからない中小企業向けに、ISO26000の概要を解説した後、既存マネジメントシステムを活用した効果的な取り組み法についての講演を行った。

1.CSR(企業の社会的責任)とは

CSR(企業の社会的責任)とは、企業が事業活動を行う際に、法令遵守だけでなく、企業市民として経済・社会・環境それぞれのバランスをとりながら持続的成功を図ることと定義され、この「持続的成功」がキーワードとなっている。一時期、CSR=社会貢献(メセナ活動)と誤解されたこともあったが、地球環境問題がクローズアップされ、経済のグローバル化が加速するにつれて、企業がCSR活動に取り組む重要性はますます高まっている。

また、CSRにかかる費用は「コスト」ではなく、企業が持続的に成長していくための「投資」と考えるべきだとしている。

2.CSRの導入効果について

CSRの導入効果としては、①組織の評判 ②従業員・顧客・取引先などの確保 ③従業員の士気・生産性の維持 ④投資家・行政・マスメディアとの良好な関係構築などが挙げられる。

これらは企業の事業活動にとってプラスになるだけでなく、法令遵守を超えて社会の要請に応える企業風土の創出につながり、ブランド力や信用力向上にも寄与すると言われている。

3.ISO26000の概要

ISO26000(Guidance on social responsibility)は、第三者認証を目的としないガイドライン規格で、基本的な考え方として「7つの原則(説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダー(利害関係者)の利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重)」が示されている。また、企業が持続的に存続・成長していくうえでは、ステークホルダーから信頼を得て、支持され続けることが重要となるが、そのために企業活動を適切にコントロール(マネジメント)していくための手引きとなっている。

さらに、ISO26000では、ステークホルダーを組織の活動が直接的・間接的に影響を与える可能性のある組織や個人ととらえ、株主・投資家、業界団体、マスメディア、顧客・消費者、監督官庁、マスコミ、地域住民、NPO、協力会社、労働組合、従業員など幅広く設定しているため、それらとの良好な関係を構築することがCSRへの取り組みの一つのポイントだとされている。

4.CSR(企業の社会的責任)7つの中核主題

ISO26000では、企業がCSRに取り組む際に目安にすることができる「7つの中核主題」を設定していることも重要なポイントだと言える。これらの各課題を活用していくことで、現状で自社がどの程度CSRに対応しているか、また、今後対応する必要があるのかなどを見極めることができるからだ。以下に「7つの中核主題」の概要について紹介する。

【組織統治】

①コンプライアンス(法遵守)の推進 ②ガバナンス(企業統治)の推進 ③内部通報制度 ④リスクマネジメント ⑤ステークホルダーミーティング

【人権】

①ハラスメント(差別・セクハラ・パワハラ等)の撲滅 ②ダイバーシティ(多様性:異なる人種・文化・国籍・性別)の推進 ③女性の活躍促進 ④雇用差別解消(外国人) ⑤障害者雇用

【労働慣行】

①長時間労働防止 ②ワークライフバランスの充実 ③安全・衛生的な職場環境 ④労働災害防止 ⑤メンタルヘルス対策 ⑥労働組合との良好な関係 ⑦派遣社員問題 ⑧現地スタッフ処遇(海外拠点) ⑨高齢者雇用 ⑩SOHO(在宅勤務)

【環境】

①地球温暖化対策活動体制 ②エコファクトリー・エコストア ③あらゆる場所でのCO₂削減 ④物流効率化によるCO₂削減 ⑤再生可能エネルギー ⑥化学物質管理・製品づくり ⑦廃棄物管理 ⑧水資源保護 ⑨生物多様性 ⑩環境活動情報の提示・共有 ⑪環境会計

【公正な事業慣行】

①談合・カルテルの撲滅 ②贈収賄に留意 ③下請法を遵守 ④CSR調達(購買) ⑤サプライチェーンミーティング ⑥不祥事情報の開示(外部コミュニケーション)

【消費者課題】

①製品情報の提供 ②製品事故への対応 ③消費者教育 ④顧客満足度の向上 ⑤カスタマーサポート ⑥ユニバーサルデザイン ⑦品質向上への努力 ⑧消費者との協働

【コミュニティ参画／開発】

①次世代育成 ②極度の貧困と飢餓の撲滅 ③普遍的な初等教育の拡大 ④エイズ等感染症対策 ⑤グローバルパートナーシップ ⑥行政府との協力関係

5.CSRマネジメントシステム構築と運用のポイント

(1)チェックリストにより自社CSRの現状を把握

企業がCSRマネジメントシステムを構築するうえで、まず必要とされるのが現状把握になる。そのためには、以下のチェックリストを活用して、ISO26000の中核主題で提示されたさまざまな課題について社内で評価を行うことで、自社で優先的に取り組んでいくべきテーマを特定することが可能になる。

●現状把握チェックリスト(組織統治の例)

組織統治	参考 ランキング	認知度	理解度	実践度	項目点数
(1)コンプライアンス(法遵守)の推進	A			○	5
(2)ガバナンス(企業統治)の推進	A		○		3
(3)内部通報制度	B	○			1
(4)リスクマネジメント	C		○		3
(5)ステークホルダーミーティング	A	○			1
項目別評価%(小計13点/25点(100%)=52%)					13

【評価基準(例)】

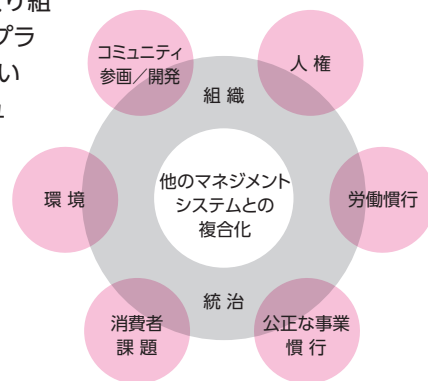
- 自社の重要テーマをABCでランク付け
- 認知レベル:1点、理解レベル:3点、実践レベル:5点で、到達度を点数付け
- 総合評価:80%以上:優秀、79~50%:普通、49%以下:改善を要する

〈現状把握チェックリストを活用した現状把握の方法〉

例えば、組織統治についての現状把握を行う場合には、各項目について社内での到達度を3段階(1点、3点、5点)で点数付けし、現状の到達度を出す(この例の場合は5点+3点+1点+3点+1点=13点、 $13/25 \times 100 = 52\%$ となる)。同様に他の6つの中核主題の項目別評価を行い、それらを平均して総合評価を行うことができる。

(2)既存マネジメントシステムとの関連性を整理(規格要求事項を拡大して解釈することも可能)

CSRマネジメントシステムでは、企業の社会的責任に関する幅広いテーマを企業がどのように統治していくかが求められるが、その際、既存マネジメントシステムの規格要求事項である「教育訓練」「監視測定」「内部コミュニケーション」などのマニュアルとリンクさせていくことが有効な方法だとしている。つまり、CSRマネジメントシステムの構築は、新規にシステムを作成するのではなく、既存の品質や環境マネジメントシステムをベースに、自社で取り組むべきCSRテーマをプラスして複合化させていくことで、CSRマニュアルづくりを効率的に実行できるようになる。また、システム運用でも従来のPDCAサイクルに当てはめて考えていくことがポイントとなる。



(3)組織の身の丈に合った運用を心がける

インターネット上で公開されているさまざまな企業のCSRLレポートの内容を調べていくことで、CSRの理念づくりや活動の進め方などを参考にすることができる。ただ、最初は、あまり欲張らずに、できる範囲から運用をスタートしていき、継続的改善を通じて徐々にレベルアップしていくことがうまくいく秘訣だと言える。

(4)教育訓練を通じて全員参画を徹底

CSRの取り組みは、運営管理セクションだけでなく、全員参画型でないと効果を上げることができないため、従業員レベルまで浸透させる教育訓練が重要になる。その際には、従業員一人ひとりの力量を評価して教育計画を立てるスキルマップの活用なども有効だと言える。

古庄講師は、今や地方の中小企業でもCSRに無関心ではいられない時代になっているため、まずは一度、自社の社会的責任に関する現状把握から始めてほしいと話して、この日の講演を終えた。

当日配布した、「複合マネジメントシステムとCSR」の資料をご希望の方は、企画管理部 企画・総務課 山賀〈TEL.03-5211-0603、Email:yamaga@cbl.or.jp〉までお問い合わせください。

品質・環境マネジメントシステム審査員研修会報告

一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センターでは、年に数回の審査員研修会を開催し、入手した最新の情報を基に審査員同士で審査方法を検討することで、審査技術の向上をめざしている。2011年11月には、「品質・環境マネジメントシステム審査員研修会」を東京・大阪・熊本の3会場で開催し、品質および環境パートに分かれて事例研究を実施。さらに共通パートでは、畑村創造工学研究所 危険学プロジェクト・グループ長 原 秀夫氏を講師に招いて、『危険学のすすめ』をテーマに、組織における想定外の事故防止のために必要な考え方について検討を行った。



身近な危険の発生メカニズムを研究して 再発を防止する「危険学」をテーマにした講演を実施

畑村創造工学研究所
危険学プロジェクト・グループ長
原 秀夫 氏

危険学は、畑村洋太郎東大名誉教授が 提唱した失敗学を発展させた学問

「危険学」とは、私たちの身近で発生した事故がなぜ起きたのか、社会・組織・人間の行動様式まで踏み込んで真の原因解明に取り組んでいる新しい学問のこと。畑村洋太郎東大名誉教授が提唱した「失敗学」を発展させ、危険に関する知識を社会で共有することをめざしている。

この危険学の考え方をベースに、調査・実験・情報発信を行う「危険学プロジェクト」がスタートしたのは、2004年に起きた東京都心の商業施設での大型回転ドア事故がきっかけだった。その原因調査の過程で、検察は責任追及しか行わないことに疑問を感じ、回転ドアだけでなく、自動ドア・乗り物のドアなどに潜む危険を調べて新たな事故の未然防止をめざす「ドアプロジェクト」を企業・団体の協力のもとで発足。その後、エレベーター、自転車、機械式駐車場などで起きる事故の実証実験に取り組んで、それらの危険性を世の中に発信してきた。

コンプライアンスの本来の意味は 法令遵守ではなく社会の要請への対応

一般に事故が起きる際に、組織には以下の共通した状況が見られるという。

- 1.全体を把握せず部分的な理解で仕組みを変更する
- 2.マニュアルに頼り過ぎて思考停止している
- 3.担当範囲しか考えずに組織隙間が発生している
- 4.ズルズルやり過ごすうちに後戻りできないでいる
- 5.「見ない」「考えない」「動かない」の3ない主義の横行

これに対して「危険学」では、現地・現物・現人の3現主義のもとで自分の頭で判断できる人材を育てるとともに、コンプライアンスとは単なる法令遵守ではなく、本来の意味である社会の要請に応えることと認識できるようにすることが、これからの組織に求められる条件だとしている。

危険を把握して対策を施しておけば 企業の実際の被害は 1/10 になる

いまだに想定外という名の事故や災害が起き続ける私たちの社会だが、これらを未然に防ぐための考え方として以下が挙げられる。

- 1.「あり得ることは起きると考える」「技術の系譜(元々の使用法)を調べる」「機械は誤作動を起こすものと認識する」など、従来とはモノの見方を変える。
- 2.企画・設計に携わる人は潜在的な危険の存在を認識し、それらも要件の一つに加える必要がある。
- 3.法律・マニュアル・規則で安全を確保するのではなく、危険を知り、その発生を防ぐために何が必要かを意識して行動する。

原発事故でも分かるように、あらかじめ危険を把握して対策を施しておけば、いざ事故が発生しても企業の実際の被害は約1/10に抑えられるという。そのため製品開発の初期段階で失敗例やリスクを知っておくことは非常に大事なことだと言える。

実験風景を撮影した動画の上映も交えた1時間半に及んだ講演終了後は、審査員と活発な質疑応答が交わされました。

原 秀夫氏 プロフィール

1970年 東京大学工学部卒。小松製作所に入社し、開発設計・研究開発に従事。現在、一般財団法人 工業所有権協力センター嘱託。畑村創造工学研究所 危険学プロジェクト・グループ長。

【参考】畑村洋太郎氏(畑村創造工学研究所代表)の主な著作

『失敗学のすすめ』講談社(2000.11)／1600円

『危険学 図解雑学』ナツメ社(2011.6)／1380円

『未曾有と想定外 東日本大震災に学ぶ』講談社現代新書(2011.7)／720円

『「想定外」を想定せよ! 失敗学からの提言』NHK出版(2011.8)／1000円

本誌は、組織から受領した「品質／環境マネジメントシステム審査登録申請書」「情報セキュリティマネジメントシステム審査登録申請書」に記載されている「申請者」宛に、発行の都度送付しております。送付業務は、効率的に一日も早くお届けできるように、弊センターから「宛名ラベル」を提供し発送を委託しております。

弊センターは、発送委託業者との間における請書において、再委託業務も含めた機密保持義務を課す項目を定め管理を徹底するように努めております。今後ともこのような対応をいたします。

ISO NET (Center for Better Living) Vol.90 2012年1月20日発行
発行 一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター

代表者:センター長 有馬 正子

担当:企画管理部

TEL:03-5211-0603 FAX:03-5211-0594

ホームページ: <http://www.cbl.or.jp/>

